

# あきる野市こども計画【骨子案】

令和8年度～令和11年度

令和7年7月

あきる野市

はじめに

市長挨拶文の掲載を予定しております。

## 目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画の趣旨・背景.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の対象.....	4
4 計画の期間.....	5
5 SDGsの推進について.....	5
第2章 あきる野市こども・若者を取り巻く環境.....	6
第3章 計画の基本的な考え方.....	7
1 基本理念.....	7
2 基本目標.....	7
第4章 あきる野市こども支援施策の展開.....	8
1 計画の全体像.....	8
2 施策の展開.....	9
第5章 計画の推進.....	10
資料編.....	11

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画の趣旨・背景

わが国では、少子化の急速な進行により、労働力人口の減少や社会保障負担の増大、地域活力の低下といった課題が一層深刻化し、社会全体の在り方に大きな影響を及ぼしています。

令和6（2024）年の合計特殊出生率（ひとりの女性が一生の間に産む子どもの数：調査年次の15～49歳までの年齢別出生率を合計したもの）は、「1.15」と過去最低を更新し、東京都においても、昨年度から0.03ポイント低下して、二年連続で「1」を下回る「0.96」となり、全国で最も低い水準となっています。

この背景には、若い世代が結婚や子育てに対して、将来の展望を持てないことや、結婚・子育てへの不安、子育て家庭の孤立感の増大などが指摘されています。加えて、経済的な不安定さや出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさなども要因となっています。

また、子どもを取り巻く環境も、時代の急速な変化に伴い大きく変容し、その変化に十分対応できないことにより、ニートや引きこもりなど若者の自立をめぐる課題や、いじめ、不登校といった問題がさらに深刻化・長期化しています。このような問題の多くは、家庭内で表面化しにくく、早期発見が困難な場合も多いため、pussh型・アウトリーチ型の支援により、個々の状況に応じた適切なサポートにつなげていくことが重要となっています。

こうした状況を踏まえ、国は、令和5（2023）年4月に、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進するための「子ども基本法」を施行するとともに、子育て支援や環境づくりに関する施策を一元的に推進することを目的とした、「子ども家庭庁」を発足させました。

さらに、同年12月には、子ども施策を推進するための基本方針を定めた「子ども大綱」が閣議決定され、子どもを産み育てやすい環境整備や、子どもの命・安全を守るための施策の強化、子どもの視点に立った課題解決体制の整備が進められています。

このような中、あきる野市（以下、「本市」という。）では令和7（2025）年度を初年度とする「あきる野子ども・子育て支援総合計画」を策定し、子ども・子育てに関する施策の積極的な推進に努めてきました。

今後は、子どもや若者への支援をさらに強化するため、国や東京都の示す理念や方針を踏まえつつ、本市の最上位計画である「あきる野市総合計画」や、「あきる野市子ども・子育て支援総合計画」との整合性を図りながら、子ども・若者の視点を尊重した、令和8（2026）年度を初年度とする「あきる野市子ども計画（以下、「本計画」という。）」を策定し、子どもをまんなかに据えた地域づくりに取り組んでまいります。

## 2 計画の位置付け

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として策定するものであり、同時に、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく「市町村における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」および、「子ども・若者育成支援推進法」第9条2項に基づく「市町村子ども・若者計画」として、一体的に策定するものです。

また、本計画は、本市の最上位計画である「あきる野市総合計画」をはじめ、福祉分野の上位計画である「あきる野市地域保健福祉計画」、ならびに子ども・子育てに関する総合計画である「あきる野市子ども・子育て支援総合計画」との整合性を図っています。さらに、その他のこども施策に関係する各分野の関連計画との連携を図りながら、こども・若者の育ちを支える施策の総合的な推進に取り組んでいきます。

### こども基本法 抜粋

#### (基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

#### (都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

#### (こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

## **子ども・若者育成支援推進法 抜粋**

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を定めるよう努めるものとする。

## **子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律**

(都道府県計画等)

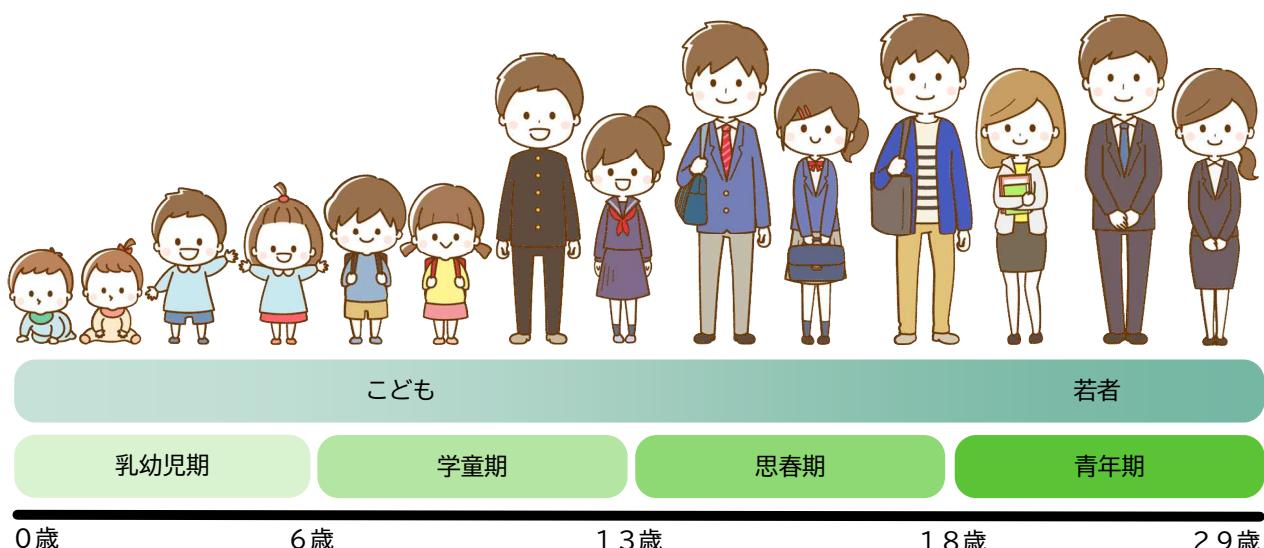
第十条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

体系図について、掲載を予定しております。

### 3 計画の対象

本計画の対象となる「こども」は、おおむね0歳から18歳まで、「若者」はおおむね18歳から29歳までとします。加えて、子育て中の保護者や、子育て支援に関わる関係機関・団体等も計画の対象に含めます。



## 4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 8（2026）年度から令和 11（2029）年度までの 4 年間とします。

最終年に当たる令和 11 年度には、社会経済情勢や計画の進捗状況や「あきる野市子ども・子育て支援総合計画」をはじめとする関連計画との整合性を踏まえた改定作業を行い、令和 12 年度を初年とする新たな計画を策定します。



## 5 SDGs の推進について

SDGs（持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」をスローガンに、貧困、健康と福祉、気候変動など 17 のゴールを掲げた国際目標です。平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択され、令和 12（2030）年の達成を目指して国際社会全体で取り組まれています。

このため、本計画においても SDGs の目標を踏まえ、子どもの最善の利益の実現に向けて施策を推進していきます。



## 第2章 あきる野市のこども・若者を取り巻く環境

市の現状に関するデータと

アンケート調査結果や子どもの意見聴取の掲載を予定しております。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

基本理念について、掲載を予定しております。

### 2 基本目標

#### 基本目標1（案） こども・若者の意見を尊重し健やかな育ちを支援

こどもや若者一人ひとりの意見や思いを尊重しながら、その成長を連続したライフステージの中でしっかりと支えます。妊娠・出産から青年期まで、それぞれの段階におけるこども・若者の声に耳を傾け、安心して学び、伸びやかに育ち、将来社会で活躍できるよう、切れ目のない支援体制を築き、支援を進めていきます。

#### 基本目標2（案） ライフステージに応じた切れ目のないこども・若者支援

こどもや若者は、乳幼児期から学齢期、青年期に至るまで、ライフステージごとに異なる課題やニーズを抱えています。発達段階に応じたきめ細やかな支援を通じて、すべてのこども・若者が健やかに成長し、自らの可能性を最大限に發揮できるよう取り組みます。

#### 基本目標3（案） 子育てをする全ての方への支援

こどもたちの健やかな成長には、家庭や地域社会の支えが不可欠です。子育てを担うすべての方々が安心できるよう、多様な支援策を充実させるとともに、地域社会全体で子育てを応援する環境づくりを進めます。

## 第4章 あきる野市こども支援施策の展開

### 1 計画の全体像

本計画では、基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を掲げ施策の展開を図ります。

基本目標1 (案)	こども・若者の意見を尊重し 健やかな育ちを支援	<p>施策1 こども・若者を主体とする取組の推進</p> <p>施策2 多様な遊びや、体験活動の推進</p> <p>施策3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供</p> <p>施策4 貧困家庭のこども・若者への支援</p> <p>施策5 障がい等のあるこども・若者への支援</p> <p>施策6 多様な背景のこども・若者への支援</p> <p>施策7 こども・若者の安全を確保する環境整備</p>
基本目標2 (案)	切れ目のないこども・若者支援 ライフステージに応じた	<p>子どもの誕生前から幼児期の支援</p> <p>施策1 妊娠期から乳幼児期にかけた切れ目のない支援</p> <p>施策2 子どもの誕生前から幼児期の子どもの成長の保障と遊びの充実</p> <p>学齢期・思春期の支援</p> <p>施策3 こどもが安心して過ごし、学ぶことができる教育の推進</p> <p>施策4 こども・若者の居場所づくりの推進</p> <p>施策5 心身の健康や社会的自立に向けた支援</p> <p>施策6 困難な状況にあるこども・若者への支援体制の整備</p> <p>青年期の支援</p> <p>施策7 将来に向けた基盤づくりに関する支援</p> <p>施策8 悩みや不安などを抱える若者や家庭に対する相談体制の充実</p>
基本目標3 (案)	全ての方への支援 子育てをする	<p>施策1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減</p> <p>施策2 地域における子育て支援や家庭教育支援</p> <p>施策3 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育ての主体的な参画促進</p> <p>施策4 ひとり親家庭への支援</p>

## 2 施策の展開

基本目標1（案）

こども・若者の意見を尊重し健やかな育ちを支援

基本目標ごとに、現状と課題を掲載する予定です。

基本目標ごとに関するデータ（グラフ）の掲載を予定しています。

施策  
1

こども・若者を主体とする取組の推進

基本目標ごとに関する施策の方向と、主な取組を掲載する予定です。

主な取組

## 第5章 計画の推進

計画の推進体制や進捗状況の管理について掲載する予定です。

## 資料編

資料編を掲載する予定です。